

# 学校いじめ防止基本方針

鈴鹿市立神戸中学校

## 1 いじめ防止の基本的な考え

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

### (2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に教育委員会と協議するとともに警察に相談・通報するなど、教育委員会及び警察と連携を図ります。

### (3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

## 2 いじめ防止の基本的な対策

### (1) いじめの未然防止

#### ○ 基本的な考え方

- ・いじめはどの学校どの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組みます。

## ○ 取組

- ・本校いじめ防止基本方針を生徒、保護者に周知します。
- ・本校教職員は、あらゆる人権課題や特別支援教育への理解をふかめるとともに差別的発言や生徒を傷つける発言等の不適切な発言や体罰は、いじめを助長することがあるので厳に慎みます。
- ・誰もが「わかる授業」を実践することによって、生徒一人ひとりの自己有用感や自己肯定感を高めます。
- ・学期1回以上、全ての学級で道徳や学級活動等の時間に、いじめに関する学習を行います。
- ・生徒会役員を中心にいじめについて考えるなど、生徒主体のいじめ防止活動を実施します。
- ・いじめの問題に関する教職員研修等を実施します。
- ・教職員は、率先してピンクシャツ運動に参加します。

## (2) いじめの早期発見

### ○ 基本的な考え方

- ・いじめは大人が気付きにくく判断しにくい場合や、見えないところで被害が発生している場合があることを認識して、生徒を見守ります。
- ・ささいな兆候であっても、いじめに発展する事象であるとの疑いを持って、早い段階から積極的に認知します。

### ○ 取組

- ・学期に1回以上、いじめ防止アンケート調査を実施します。
- ・いじめ防止アンケートは、実施当日に全ての記載内容を確認するとともにいじめに関する記載があった場合は、その日のうちに記載した生徒への聞き取りを行います。
- ・学期に1回以上、教育相談を実施します。
- ・連絡ノート等を活用して生徒の変化、変容をとらえるとともに、客観的情報の収集に努め、表面化していないいじめの把握に取り組みます。
- ・いじめ防止アンケート等の結果等は、担任一人で抱え込むことなく学年や各指導部会等と速やかに情報共有するとともに管理職に報告し、いじめの解決に組織的に取り組みます。
- ・いじめの積極的な認知を行うとともに認知したいじめについては、速やかに教育委員会に報告します。
- ・生徒間で発生したトラブルは、いじめやいじめにつながる危険性があるといった認識を持ち、素早く学年間で共有し、組織的に対策を講じます。
- ・生徒間トラブル等については、毎週行われる生徒指導部会において情報を共有し、対応策の協議や状況把握を行います。
- ・毎週行われる人権教育推進部会において、差別発言を含んだトラブルの背景を検証して、その対応について協議します。
- ・毎週行われる教育相談部会において、学校に行きづらい、教室に入りづらい生徒の理由や背景を検証して、その対応について協議します。
- ・多文化共生教育推進部会において、外国人で困り感のある生徒に対して、その対応を協議します。

- ・生徒、保護者が、いじめに関して相談できる信頼関係を築くとともに定期的に相談機関等を周知します。

### (3) いじめが発生した際の対処

#### ○ 基本的な考え方

- ・いじめの発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。
- ・被害生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導します。

#### ○ 取組

- ・いじめの発見、相談を受けた場合は、学年、生徒指導部、人権教育推進部等や管理職に報告するとともに速やかに事実関係や内容等について、できる限り詳細に把握します。
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせます。
- ・いじめの事実等については、いじめ防止対策連絡委員会で情報共有するとともに対策等についての協議し、共通認識を図ります。
- ・いじめの聞き取り内容や事実確認の結果は、被害及び加害双方の保護者に連絡するとともに教育委員会に報告します。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に教育委員会と協議するとともに警察に相談・通報するなど、教育委員会及び警察と連携を図りながら対応します。
- ・いじめられた生徒、保護者へは、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、いじめられた生徒の安全を確保します。
- ・いじめた生徒へは、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向けた指導を行います。
- ・いじめた生徒の保護者へは、いじめの事実を納得の上丁寧に説明し、被害生徒に寄り添った対応への理解を求めるなど、いじめ問題の解決に向けて協力を求めます。
- ・加害被害の生徒以外にもいじめの行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬふりをしている「傍観者」にも目を向けた指導を行います。
- ・情報提供を行った生徒や被害生徒を守る立場になった生徒等への継続的支援を行います。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、保存した上で直ちに削除する措置をとります。なお、記載内容から生徒の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに教育委員会に報告するとともに警察署等に相談・通報を行うなど、迅速に支援体制を講じます。

## 3 「いじめ防止対策連絡委員会」の設置

### (1) 機能

- ・学校いじめ防止基本方針に規定する取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正等
- ・学校におけるいじめの相談・通報の窓口
- ・いじめに関する情報や問題行動等に係る情報の収集及び共有等

- ・いじめの事実関係の調査、児童生徒への指導、支援体制の整備、対応方針の策定、保護者との連携等
- ・重大事態<sup>1</sup>が発生した際の教育委員会等と協力した情報収集や事実の調査

## (2) 構成

校長の他、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権教育担当者、学年主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当者、多文化共生教育担当者、該当学年生徒指導担当者、該当学年人権教育担当者、該当生徒担任、特別支援学級担任、スクールカウンセラー等で、校長が必要と判断した教職員

## (3) 会議の開催

- ・毎学期に 1 回程度の定例会の開催
- ・いじめを認知した場合や、いじめが疑われる相談・通報があった場合等の開催

## (4) その他

- ・いじめの問題への取組の充実と知見を広げ、いじめ問題の未然防止を推進するため、校長は地域の有識者等で構成する学校いじめ問題協議会を設置することができることとします。
- ・学校いじめ問題協議会の設置及び会議等については、別に定めます。

---

### <sup>1</sup> 重大事態

いじめ防止対策推進法第 2 8 条で定められている重大事態は、次に掲げる場合とされています。

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合。例えば次のようなケースが想定されます。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合で、「相当の期間」については、年間 3 0 日程度を一つの目安とします。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この基準に関わらず迅速に調査等に取り組みます。

なお、いじめられたことにより重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの相談や申立てについても、重大事態が発生したものとして対処します。

#### 4 公表、点検、評価等について

- ・学校いじめ防止基本方針については、学校ホームページで公表します。
- ・学校でのいじめの問題への取組については、学校運営協議会に報告し、点検及び評価を受けます。
- ・いじめ問題への取組等は、学校通信や学校ホームページで公表します。
- ・いじめ問題への取組等については、学校評価や学校運営協議会が実施する学校関係者評価を踏まえ、改善に取り組みます。

